

令和2年度 石狩市教育委員会会議（8月定例会）会議録

令和2年8月25日（火）
第2委員会室

開会 13時30分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○		
委員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也	○		
委員 山 本 由美子	○		
委員 穴 水 正	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	石 橋 浩 明
総務企画課長	松 永 実
学校教育課長	伊 藤 英 司
教育支援センター長	幸 田 孝 仁
社会教育課長（兼公民館長）	板 谷 英 郁
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
浜益生涯学習課長	開 発 克 久
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
生涯学習部参事（指導担当）	山 田 潮
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
同上	扇 武 男
総務企画課施設担当主査	石 澤 強

○傍聴者 1名

議事日程

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案審議

- 議案第1号 令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- 議案第2号 令和3年度から使用する中学校用教科用図書の採択について
- 議案第3号 令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
- 議案第4号 招致外国青年就業規則の一部改正について

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

- ① 令和2年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について（令和元年度実施分）（継続協議）

日程第5 報告事項

- ① スクールバスの事故報告について
- ② 令和2年度「俳句のまち～いしかり～」俳句コンテストの実施結果について

日程第6 その他

日程第7 次回定例会の開催について

開会宣言

（佐々木教育長）ただ今から、令和2年度教育委員会会議8月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長) 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第2 議案審議を議題とします。

議案第1号を審議する件について

(佐々木教育長) 議案第1号「令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」、事務局より提案願います。

(安崎生涯学習部長) 市内小学校で使用する教科用図書については、昨年度新たに令和2年度から4年間使用する教科用図書を採択したところですが、令和3年度も引き続き同一の教科用図書を使用するべく、採択の議決を求めるものです。詳細につきまして、伊藤学校教育課長から説明をいたします。

(伊藤学校教育課長) 私から議案第1号、令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてご説明いたします。議案の1頁をご覧ください。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる「無償措置法」第14条の規定により政令に定める期間、4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっています。現在、市内小学校及び義務教育学校前期課程で使用している小学校用教科用図書については、昨年、令和元年度に本市を含む石狩管内7市町村で構成している、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会で選定して、市教委で採択された図書を使用しています。令和3年度に使用する教科用図書については、令和2年度から令和5年度までの4年間使用することになっており、教科用図書を選定する第一地区教科用図書採択教育委員会協議会においても、調査研究委員会を設置することなくこれまでの使用実績や学習指導要領を含め検討が行われ、現在使用している教科用図書と同様のものが選定されたことから、本日、採択のご審議をお願いするものです。以上です。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました。議案第1号につきまして、ご質問があれば受けたいと思います。

質問なし

(佐々木教育長) 質問等がございませんので、第1号議案につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、第1号議案につきましては原案通り可決いたしました。

議案第2号を審議する件について

(佐々木教育長) 議案第2号「令和3年度から使用する中学校用教科用図書の採択について」、事務局より提案願います。

(安崎生涯学習部長) 令和3年度は、中学校で新学習指導要領が全面実施されることに伴い、それに対応する教科用図書の使用も始まります。市内中学校で、令和3年度から4年間使用する教科用図書については、過日、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会において、協議・選定されました。その結果は議案2頁の一覧表に記載の通りであり、採択の議決を求めるものです。詳細につきましては、伊藤学校教育課長からご説明いたします。

(伊藤学校教育課長) 私から、議案第2号、令和3年度から使用する中学校用教科用図書の採択についてご説明いたします。議案の2頁をご覧ください。現在、市内中学校及び義務教育学校後期課程で使用している中学校用教科用図書については、平成28年度から今年度令和2年度まで、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会で選定された図書を毎年度、教育委員会会議における採択を経て使用しています。通常、教科用図書の採択につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる「無償措置法」第14条及び同法施行令第15条の規定により、採択した教科用図書の発行が行われないなど、特別な場合を除き、4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を、採択するものとされています。採択にあたっては、「無償措置法」の規定により、都道府県教育委員会が市町村の区域、または、これらの区域を合わせた地域を採択地区として設定し、その地区内の市町村教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科書を採択することとなっています。本市においては、札幌を除く石狩管内7市町村

による共同採択の協議の場としては、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会が設置されており、協議会において選定されたものが、2頁に記載された教科用図書一覧となります。中学校用教科用図書においては、令和3年度からの学習指導要領の改訂に伴い、新たに教科用図書が採択されることとなります。第一地区教科用図書採択教育委員会協議会においては、5月18日から8月5日の間、8月3日の委員研修会を含め、計4回、検討協議がなされたところです。協議会では、学習指導要領の方針や内容との関係を基本としながら、主体的、対話的で深い学びの実現、それぞれの教科用図書で取り扱われている内容や構成、配列、分量等が適正であるかなどについて、学校関係者や学識経験者及び保護者から組織された委員からなる調査研究委員会を設置し、16科目、66者、139冊の教科用図書について研究され、その内容が、8月5日の協議会において報告されたところです。これらの、調査研究報告や各市町村で開催した教科書展示会での市民意見も参考にしながら協議を行い、今回議案にお示ししている教科用図書が選定されました。それでは、教科ごとに選定された出版社と選定理由等についてご説明いたします。

はじめに国語について、4者の中から、光村図書出版が選定されました。選定理由としては、言語活動を通して、国語で正確に理解し、適切に表現する資質、能力を育成することができるように工夫されていること。また、1学年では小学校の、3学年では高等学校への学習の橋渡しとなる教材を位置付けるなど、移行期間連携を意識した構成となっていること。さらには、巻頭に年間の学習の見通しを掲載し、巻末では、学んだことを体系的に確認し、定着を図る活動を位置付けるなど、生徒の主体的な学びや自学自習に取り組みやすくなるよう、工夫されていることなどです。

次に、書写について、4者の中から教育出版が選定されました。選定理由としては、言葉による見方、考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し、適切に表現する資質能力を育成することができるように、工夫されていること。また、実物大の手本があり、毛筆について字形を確認するための補助線が引かれていることや、北海道に関連する教材が多くあり、生徒の学習意欲の向上に繋がる工夫がされていること。さらには、筆の動き、筆使い、筆脈を意識させ、書写力を高める工夫がされていることなどです。

次に、社会(地理的分野)について、4者の中から教育出版が選定されました。選定理由としては、社会的事象の地理的な見方、考え方を働かせ、課題を追求したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質、能力の基礎を育成することができるように工夫されていること。また、冒頭に明示されている学習課題に対し、図や写真等から見通しをもって課題解

決ができるよう工夫されていることや、北海道における豊かな自然や観光を多く取り上げたり、アイヌ民族の文化を紹介したりする等、生徒の学習意欲を高める工夫がされていること。さらには、日本の地形や気候と関連する自然災害について考えさせ、ハザードマップを作成させる等防災への意識を高めさせ、生徒が主体的に学習できるよう工夫されていることなどです。

次に、社会（歴史的分野）について、5者の中から東京書籍が選定されました。選定理由としては、社会的事象の歴史的な見方、考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ちグローバル化する国際社会に主体的に生きる、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な、公民としての資質能力の基礎を育成することができるように工夫されていること。また、時代区分ごとに、時代の特色や歴史の流れが整理されており、生徒が見通しをもって学習課題を解決できるよう工夫されていることや、各章のまとめについては、思考を整理するツールが掲載されており、生徒が主体的に学習できるよう工夫されていること。さらには、北海道と関わりのある内容として、アイヌの人達の歴史や文化、北方領土、道内の市町村等を多く取り上げ、生徒の学習意欲を高めることができるように工夫されていることなどです。

次に、社会（公民的分野）について、5者の中から、教育出版が選定されました。選定理由としては、現代社会の見方、考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野をもちグローバル化する国際社会に主体的に生きる、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質能力の基礎を、育成することができるように工夫されていること。また、小学校や他教科との関連を明確にするなど工夫がされていることや、今日的課題であるSDGsやグローバル化、アイヌの人達の歴史文化、北方領土について取り扱う等、生徒の興味関心を高める工夫がされていること。さらには、主体的、対話的で深い学びに繋がる指導として、生徒の学びを助ける思考ツールの活用について、取り上げる工夫がされていることなどです。

次に、地図について、2者の中から帝国書院が選定されました。選定理由としては、社会的見方、考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ちグローバル化する国際社会に主体的に生きる、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質、能力の基礎を育成することが出来るよう工夫されていること。また、北方領土については、写真や説明など多く掲載し、アイヌの人達の歴史文化については、アイヌ語に由来する地名を多く例示する等学びを深めることができるように工夫されていること。さらには、自然災害や防災の取り扱いについて、雪の対策として、身近な北海道のことを取り上げ、生徒の学習意欲を高めること、A版サイズで大きく見やすい工夫がされていることなどです。

次に、数学について、7者の中から教育出版が選定されました。選定理由としては、数学的な見方、考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質能力を育成することができるように工夫されていることや、章の導入課題で、日常の事象から数学的活動が始められるようにする等、生徒の学習意欲を高めることができるように工夫されていること。また、各章のはじめや巻末の資料で小学校や全学年で学んだ内容と、当該学年で学んだ学習内容との繋がりを確認出来るようになっており、高等学校の数学への展望を紹介し、意欲化を図ること等ができることが工夫されていること。さらには、例題や問いの間の確かめや「戻った確認」等、つまずきへの対応や振り返りができるように工夫されていることなどです。

次に、理科について、5者の中から東京書籍が選定されました。選定理由としては、自然の事物現象に係わり、理科の見方、考え方を働かせ、見通しをもって観察実験を行うこと等を通して、自然の事物現象を科学的に探究するために必要な資質能力を育成することができるように工夫されていること。また、見開き頁で、1単位時間の学習となるよう構成されており、生徒が学ぶ際に思考の流れがスムーズになり、見通しがもてるように工夫されていることや、観察実験について、安全への配慮が必要な場面では、注意すべき観点をアイコンとするとともに文章で掲載をしており、安全に観察実験を行うことができるよう工夫されていること。さらには、全学年の巻頭、単元末、巻末のコラムの中で、学習内容に関連する様々な職業に就いている人を紹介するなど、キャリア教育への対応が充実していることなどです。

次に、音楽（一般）について、2者の中から、教育出版が選定されました。選定理由としては、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的見方、考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質能力を育成することができるように工夫されていること。また、教材数が多く、斉唱や合唱の歌唱や和楽器、リコーダー、打楽器の演奏活動、我が国の伝統的な音楽や世界の諸民族の歌の鑑賞等多様な楽曲に触れることができ、生徒の実態や興味関心にあった曲を選択し指導することができるよう工夫されていること。さらには、北海道に関連する教材資料を多数扱っており、生徒の興味関心を高めるように工夫されていることなどです。

次に、音楽（器楽合奏）について、2者の中から教育出版が選定されました。選定理由としては、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的見方、考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質能力を育成することができるように工夫されていること。また、教材数が多く、クラシック、ポピュラーから我が国の伝統音楽、諸外国の民族楽器など多様な楽曲に触れることができ、生徒の実態に応じて興味関心を広げることができるように工夫さ

れていること。さらには、和楽器の指導について、篠笛や琴、尺八等数多くの楽器を取扱い学校の実態に応じて、体験的な活動を取り入れることができるように工夫されていることなどです。

次に、美術について、3者の中から日本文教出版が選定されました。選定理由としては、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して造形的な見方、考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と、豊かに関わる資質能力を育成することができるよう工夫されていること。また、題材の冒頭で学習目標や身に着けたい資質能力が提示されるなど、生徒が主体的に見通しをもって学習に取り組むことができるように工夫されていること。さらには、北海道の題材に関わり、アイヌ文化の衣装について地域に根ざす衣装であり、特徴的な文様としての地域性についても掲載されており、身近な題材で生徒の興味関心を高めることができるよう工夫されていることなどです。

次に、保健体育について、4者の中から東京書籍が選定されました。選定理由としては、体育や保健の見方、考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質能力を育成することができるよう工夫されていること。また、学習の課題や流れや生徒にとってわかりやすいように構成されており、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫されていること。さらには、今日的課題である感染症やインフルエンザの予防について考えたり、話し合ったりする活動を通して、学習を深めることができるように工夫されていることなどです。

次に、技術家庭（技術分野）について、3者の中から東京書籍が選定されました。選定理由としては、技術の見方、考え方を働かせ、物づくりなどの技術に関する実践的、体験的活動を通して、技術によって、より良い生活や持続可能な社会を構築する資質能力を育成することができるように工夫されていること。また、技術の歴史や見方、考え方、最適化を扱ったガイダンス的な内容があり、3年間を見通して統計的発展的に構成されていること。さらには、プログラミングの学習については、小学校との関連を具体的に示すなど使用上の配慮がされているほか、マークを付して詳しく記載する等、生徒が安全に実習できるよう工夫されていることなどです。

次に、技術家庭（家庭分野）について、3者の中から東京書籍が選定されました。選定理由としては、生活の営みについて、見方、考え方を働かせ、衣食住に関する実践的体験的な活動を通して、より良い生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質能力を育成することができるよう工夫されていること。また、巻頭にガイダンス的内容を位置付け、3年間の学習の見通しをもたせて学習できるように工夫されていること。学習のまとめりと振り返り、学んだことを実

生活に繋げるなど、主体的に学習に取り組むことができるよう工夫されているほか、記述も丁寧で学習の流れが円滑になるように使用上の配慮がされていることなどです。

次に、英語について、6者の中から教育出版が選定されました。選定理由としては、外国語によるコミュニケーションにおける、見方、考え方を働かせ、外国語による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の言語活動を通して、簡単な情報や考え方を理解したり、表現したり、伝えあったりするコミュニケーションを図る資質能力を育成することができるよう工夫されていること。また、北海道の観光名所についての会話を位置付けたり、北海道の自然保護やスポーツ選手を取り扱ったりする等、身近なイメージをもてる地元の題材を多く用いた言語活動が設定され、生徒の学習意欲を高めることができるよう工夫されていること。さらには、イラストを多く使用し、小学校の学習内容の振り返りがコンパクトにまとめられている等、スムーズに移行する構成であり、生徒が楽しんで学べるように工夫されているほか、様々な話題について即興で伝えあったり、相手からの質問に答えたりする活動を設け、実用的な英語が身につく、主体的に学習ができるよう工夫がされていることなどです。

最後に、特別の教科「道徳」について、7者の中から、光村図書出版が選定されました。選定理由としては、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと。道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を広い視野から多面的多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、信条、実践意欲と態度を育成することができるように工夫されていること。また、各学年に話し合いの視点を示す「見方を変えて」を掲載し生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め判断し表現する力などを育むことができるように工夫されているほか、家庭との連携に配慮したり、自らの道徳性に係る成長を実感したり、新たな課題の目標をもったりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がされていること。さらには、小学校の道徳科の教科書で扱われている教材を掲載し、考え方の比較を意識させる内容を盛り込むなど、成長段階に配慮した工夫がされていることなどです。

以上選定理由です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました。議案第2号につきまして、ご質問があれば受けたいと思います。

(門馬委員) 基本的なことなのですが、社会(地理的分野)の選定理由の中で、北海道やアイヌ文化の紹介をしていることが理由のひとつとなっていますが、今回選定された教科用図書は北海道を意識して編集されているものなのですか。

例えば、北方領土だけではなく竹島や尖閣諸島の問題も広範囲に捉えられていて、なおかつ、北海道の北方領土を特に厚く取り上げるということで、この教科用図書が選定されたのですか。島根県であれば竹島のことを厚く取り上げるなど、それぞれ地域性を考えて編集されているのですか。

(伊藤学校教育課長) 教科用図書については、特に都道府県ごと地域的に構成されているものではなく、全国一律で作成をされているものです。その中で、北海道の部分については、日本の北に位置していることもあり、さらには、北方領土の問題を抱えていることから、社会(地理的分野)の中では、特徴的に記載がされています。令和3年度から使用する中学校用教科用図書の調査研究の観点として、北海道や石狩管内のことを取り扱っているかといったことがあります。この様なこともあり、北海道の部分をあえて記載しているのではないかと考えています。以上です。

(佐々木教育長) 子どもたちの学習に対する興味意欲を喚起するという意味で、身近な題材を取り上げているものが良いとの考えがあります。

(門馬委員) 地方向けというものがあるのかと思いお伺いいたしました。再度確認しますが、今回選定された社会(地理的分野)の教科用図書は、全国一律のものとの理解でよろしいですか。

(伊藤学校教育課長) はい。

(門馬委員) わかりました。

(穴水委員) 関連して、中学校用教科用図書の選定図書名及び選定理由等について、内容等は、ただ今、説明を受け理解したところですが、それに至るまでの過程、手順について具体的に教えてください。

(佐々木教育長) 先ほどの説明にもありましたが、調査研究委員会を教科ごとに立ち上げ、学校の教員、有識者、保護者代表等が入り、それぞれの教科用図書の内容、それについて、あらかじめ定められている選定の視点について、教科用図書の特色といったものをまとめます。その視点の中に、先ほど、伊藤学校教育課長が申し上げましたが、北海道のことがどのくらい取り上げられているのかも入っています。それらを取りまとめ、協議会の場で説明、協議をして選定していく流れになっています。また、最終的には全会一致で決めることを基本としてい

ます。

(穴水委員) 調査研究委員会の各教科委員がその教科に関わり、出版されている教科用図書を比較検討して、その中でどれを選定するかを決めるというイメージでよろしいですか。

(佐々木教育長) 調査研究委員会の中では、どの教科用図書を選定するかを決めることまでは行わず、それぞれの教科用図書の特色をまとめて報告をしています。

(穴水委員) それを協議会で、話し合いをして判断をしたうえで、各教育委員会に提案をするという手順でよろしいですか。

(佐々木教育長) はい。

(穴水委員) これは小学校の場合でも同じですか。

(佐々木教育長) 同じです。

(穴水委員) わかりました。

(佐々木教育長) その他質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) その他質疑等がございませんので、議案第2号につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第2号につきましては原案通り可決いたしました。

議案第3号を審議する件について

(佐々木教育長) 議案第3号「令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、事務局より提案願います。

(安崎生涯学習部長) 令和3年度に小中学校の特別支援学級で使用する、文部科学省検定済み教科用図書の下学年用及び拡大教科書、文部科学省著作教科書、それら以外の一般図書について、議案第1号、第2号と同様に令和3年度分の採択の議決を求めるものです。なお、今回は一般図書10点が追加されていますが、これについては、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会の協議を経て、選定されていることを申し添えます。詳細は伊藤学校教育課長から説明をいたします。

(伊藤学校教育課長) 私から、議案第3号、令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、説明いたします。議案の3頁から5頁です。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書とは、いわゆる特別支援学級において使用する教科用図書です。一般に教科用図書は、学校教育法第34条第1項の規定により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または、文部科学省が著作の名義を有する図書を使用しなければならないと規定されていますが、特別支援学級の児童生徒は、特別の教育課程の編成が認められており、当該学年の普通学級で使用する教科用図書が適切でない場合は、学校教育法附則第9条により、児童生徒の障害の種類や程度、能力や特性にふさわしい内容であることを考慮して、他の教科用図書を使用することができるとされています。学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択基準については、北海道教育委員会が示しており、1つ目は文部科学省検定済み教科用図書の下学年用及び同一内容の拡大教科書、2つ目は文部科学省著作教科書、いわゆる星本と言われているもの、3つ目は一般図書、これは北海道教育委員会が作成した、令和3年度使用小中学部を置く特別支援学校及び小中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料に掲載された教科用図書の中から採択することが望ましいとなっています。このうち、3つ目の一般図書については、資料3頁以降に記載されています。令和3年度使用の採択参考資料に掲載された333点の図書となります。そのうち、新たに追加された10点の図書については、図書名の頭に黒い星印を付けたものとなっています。新たに追加になった10点の図書についても、令和2年8月5日に開催された第一地区教科用図書採択教育委員会協議会において、採択参考資料について協議を行った結果、教科用図書として使用することが承認されています。また、議案の5頁に記載されている文部科学省著作教科書について、今年度までは、国語、算数・数学、音楽の中で星が4つまで付いた図書が使用されていましたが、令和3年度からは星が5つのものも使用できると

いうことでより幅が広く、きめ細やかな教科用図書の使用が可能となります。特別支援学級の教科用図書については、学校教育法施行規則により、学校の設置者が定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとされていますので、児童生徒の特性や状況に応じて、適切なものを各学校が決定するものとしています。本日は、先ほど採択いただいた小学校用、中学校用の教科用図書に加え、ただ今、ご説明した3つの教科用図書について、令和3年度に小中学校の特別支援学級で使用する図書として採択をお願いするものです。以上です。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました。議案第3号につきまして、ご質問があれば受けたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(松尾委員) ただ今、ご説明のありました5つ星の付いた文部科学省著作教科書が新たに増えたとのことですが、もともとあったものが追加されたのではなく、新たにラインナップが増えたという理解でよろしいでしょうか。

(伊藤学校教育課長) これにつきましては、内容を十分に把握しきれておりませんので、後日改めてご報告申し上げたいと思います。

(松尾委員) わかりました。もう一点、お聞きします。イメージとして、1つ星のものがわかりやすく、星が増えるごとに難易度が高くなるとの理解でよろしいでしょうか。

(伊藤学校教育課長) その通りです。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) その他質問等がございませんので、第3号議案につきましては、可決ということではよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、第3号議案につきましては原案通り可決いたしました。

議案第4号を審議する件について

(佐々木教育長) 議案第4号「招致外国青年就業規則の一部改正について」、事務局より提案願います。

(安崎生涯学習部長) 議案第4号は、JETプログラムで海外から招致した英語指導助手、いわゆるALTの就業規則について所要の改正を行うものです。詳細は、松永総務企画課長からご説明します。

(松永総務企画課長) 私から、議案第4号「招致外国青年就業規則の一部改正について」をご説明します。議案6頁と資料1頁から3頁をご覧ください。本件は、石狩市教育委員会が任用している英語指導助手(ALT)の職務や勤務条件などを定めている、本規則の第14条に規定されている特別休暇について、夏季休暇と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく休暇を、今回、新たに加えることが必要になったため、所要の改正を行うものです。資料1頁の改正前の条文で、第14条第1号から資料2頁の第9号まで、特別休暇として、父母や配偶者等の親族が死亡した場合の忌引休暇や結婚、災害、事故、出産、育児等の休暇が規定されており、加えて改正後の条文の通り新たに第10号として、「夏季における心身の健康及び健康の増進のため、勤務しないことが相当と認められる場合、一の年度の6月から10月までの期間内(公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成することができる場合、一の年度)において連続する3日以内」、第11号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断、就業制限、入院または交通の制限もしくは遮断により勤務が不可能となった場合、必要と認められる期間」を追加し、第12号として、改正前の第10号を置き換え、それ以下については、号のずれを改めるものです。

英語指導助手(ALT)は、今年3月まで非常勤の特別職の身分でしたが、今年4月から会計年度任用職員制度が本市においても施行され、ALTも会計年度任用職員の位置付けとなりました。本来であれば、今年4月の教育委員会会議の定例会でご承認をいただいた、4月1日施行の「石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇、給与等に関する規則」と併せて、本規則の改正を行うべきでありました。今回その不備が判明したため、規則の一部

改正を行うものです。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました。議案第4号につきまして、ご質問があれば受けたいと思いますがいかがでしょうか。

(松尾委員) この、新型コロナウイルス感染症の社会情勢の中で、英語指導助手(ALT)の任用状況について確認したいと思います。

(松永総務企画課長) 英語指導助手(ALT)は、今年度当初、厚田・浜益も含めて4名任用しておりました。その内1名は任期満了ということで7月末をもって帰国しています。もう1名は、9月末をもって帰国する予定となっております。その後ALTは2名となります。語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)からは、新型コロナウイルス感染症の影響で、日本を含めて世界各国で渡航制限がある中、日本国内への新しいALTの来日の見通しがつかないという連絡があり、近々の通知では11月頃にわかるのではないかという連絡が来ております。それまでの間、ALTに代わる学校現場で生きた英語を教える英語指導助手の手配について、関係機関と調整しているところです。私からは以上です。

(松尾委員) わかりました。引き続きよろしく願いいたします。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) その他質問等がございませんので、第4号議案につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、第4号議案につきましては原案通り可決いたしました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。8月定例会での報告につきましては、別紙でお配りしています。何かご質問等があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松尾委員) 7月31日、令和2年度石狩管内公立高校配置計画地域別検討協議会が行われていますが、この会議の中で、何か大きく変わる見込みのものはありましたか。

(佐々木教育長) 今回は、令和3年度から5年度にかけての配置計画の説明がありました。石狩市に関係する部分について、特に変更は予定されていないとのこと。その他、特徴的なことは当初の試験で欠員が生じ、追加募集をすることがありますが、追加募集の結果がわかるのが3月も押し迫った時期となります。その対象者が私立高校への入学手続きが完了していても、公立高校へ入学することがあるので、私立高校側では困惑しているとのこと。これについては、今後検討していくことになりました。今回は、配置そのものよりも意見交換がメインでした。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) それでは、他に質問等がないようですので、教育長報告については了承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告は了承をいただきました。

日程第4 協議事項

(佐々木教育長) 次に、日程第4 協議事項を議題といたします。

協議事項① 令和2年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について（令和元年度実施分）（継続協議）

（佐々木教育長）協議事項①「令和2年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について（令和元年度実施分）」、事務局から説明願います。

（松永総務企画課長）私から、協議事項①について、ご説明いたします。2020.8.25版修正案教育委員会の点検・評価報告書（令和元年度分）ということで、取りまとめました資料をお配りしています。今年6月の定例会でお示した原案について、以後、教育委員の皆様にご細部にわたっての文言や表現の修正見直し、内容の確認、ご意見・ご要望などをいただいたものについて、教育委員会事務局において対応をいたしました。また、今年度からスタートした新教育プランを意識し、来年の点検評価作業も見据えながら、各事業施策に関わる評価指標の達成度に対する分析評価、今後の方向性等の標記について従前よりもスマートにしたほか、特に、令和元年度という意味では、2月から3月にかけての新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴って、市内各学校の一斉休校はもとより、学校行事の中止、規模の縮小、教育委員会が所管する各社会教育施設の利用中止といった判断、感染防止対策を講じることとなり、現在に至っても学校運営や市民の学び、様々な学習活動に影響を及ぼしていることについて掲載をいたしました。さらには、委員の皆様からご指摘、ご助言をいただいた中で、令和元年度の1年間で、教育委員会にて特に重きを置いて取り組んだ施策を表記すべきとの声をいただき、これまでの報告書にはなかった書面構成となりましたが、資料8頁に「令和元年度の取組概要」として、トピック的にまとめた形で記載をしました。本日、この内容で原案として了承をいただければ、10月6日開催予定の外部評価委員会に諮る原案として、確定させていきたいと思っております。そして、外部評価委員会において、この報告書に対する意見をいただいた後に、それを反映させることと、資料46頁に掲載予定の「主要な施策の成果」については、決算特別委員会の終了後に追加をして掲載し、本年10月の教育委員会会議定例会において、公表する最終版の報告書を議案として提出したいと考えております。私からは以上です。

（佐々木教育長）ただ今、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等があれば受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

質問なし

(佐々木教育長) それでは、他に質問等がないようですので、協議事項①については了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、協議事項①は了解いたしました。

日程第5 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第5 報告事項を議題といたします。

報告事項① スクールバスの事故報告について

(佐々木教育長) 報告事項①「スクールバスの事故報告について」、事務局から説明願います。

(松永総務企画課長) 私から、報告事項① スクールバスの事故報告について、ご報告いたします。資料4頁と5頁をご覧ください。石狩八幡小学校スクールバスにおける事故報告についてですが、発生日時は去る7月30日(木)の12時30分頃、場所は、道道81号岩見沢石狩線の本市北生振付近、通称「八幡町入口交差点」から当別町方向に数10mのところまで発生をいたしました。発生時の状況を申し上げます。ここに記載の内容は、運行事業者からの報告書と、学校が行った乗車児童からの聞き取りを基に、事実として認定をしたものです。この日、12時25分発の親船東・本町方面に向かう下校便に、小学1年から4年生までの児童26名が乗車しており、バスは学校を出発、道道を右折して、「八幡町入口付近」に向かって、時速20から30kmで走行していました。この時、車内では、発車直後から大声で騒いでいたり、後ろを向いて座ったりしている児童がいたため、当該運転手は数回にわたり口頭で注意をしましたが、聞き入れられなく、さらに、シートベルトを外して立った児童もおり、運転手は、危険行為と知らせるため故意に急ブレーキをかけました。その反動によって、児童7名が自席の前のシートに腕や頭部、膝等をぶつけるといった軽度の打撲を負いました。幸い、この7名の児童については、病院への受診や後遺症といった報告はなかったところです。

当該運転手についてですが、30歳代男性、運行委託事業者である「北海道東

告すること」としました。教育委員会においては、「学校、運行事業者と定期的な協議情報交換を行い、各スクールバスの運行状況の詳細について把握すること」としました。

以上この度のスクールバスの事故状況と経過、今後の改善策についてご報告申し上げましたが、今回の事故が発生いたしましたことについては、様々な要因や背景等があったものと理解しております。そのうえで第一に、このような事故に至った当事者である当該運転手ですが、昨年10月に入社し、先ほど申し上げましたとおり、この4月から5号車（厚田区聚富・虹が原地区、緑ヶ原地区）のバスを担当し、当時は児童生徒や学校からの運転手に対する懸念に関する通報はありませんでした。その後6月22日より、今回の事故対象の3号車の担当となった経緯等についても、先ほど申し上げた通りですが、このスクールバスに乗車する児童は、旧石狩小学校の児童であり、今年4月の石狩八幡小学校の開校に併せて、この春から初めてスクールバスの登校となることから、担当所管としましては、当面の間、一定の配慮が必要と認識していたところであり、学校においても4月の新学期当初は、先生が同乗しての乗車指導も行われていました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染防止の措置として、新学期が始まって2週間足らずで、それ以後約1か月半に及ぶ休校となり、学校が6月1日に再開して3週間が経過したときに、当該運転手が急遽このバスの担当に変更になったという経緯がありました。今回の事故において、当該運転手はプロドライバーとしての意識が欠如し、決して許されない運転操作をしたことは勿論であります。他のスクールバスの運転手に比べて、業務経験が浅かったことも相まって、バス車内での児童の様子や乗車マナーの状況等について、学校への報告や伝達がしっかりできていなく、時には注意や指導を要する場合においても、学校に対してしっかり要請することができていなかったということが、これまでの事故調査の中で明らかになってきたところでもあります。このような常日頃からの運転手と学校との意思疎通、関係づくりができていなかったため、結果として、児童の乗車体制が不完全な状態で発車をし、自分の感情をコントロールすることができず、危険運転行為に及んだと事実認定をしたところです。

この様に今回の事故は、石狩八幡小学校の児童、ひいては、旧石狩小学校の児童を取り巻く様々な状況の変化が重なり合った中で起きてしまい、担当所管として最新の注意を払って、運行事業者と学校との情報の共有を密にして運行業務にあたるべきであったものと強く反省をしております。幸い継続的な通院治療に至るような児童はおらず、人身事故にはならなかったとはいえ、重大な事故案件であったと認識しております。二度とこのような事故が起こることがないように、担当所管として肝に銘じ、今後のスクールバスの安全運行に従事してまいりたいと考えております。今回事故に遭われた児童及び保護者の皆様、教育委員

急ビルマネジメント株式会社」に所属勤務しており、本年6月22日から、この3号車（志美地区、親船東・本町地区）のバス運行を担当していました。前任の運転手が6月に急逝したことを受け、以前、本年4月当初に担当していた5号車（厚田区聚富・虹が原地区、緑ヶ原地区）の担当から配置変更となった経緯があります。次に、事故発生後の学校、教育委員会、運行事業者の対応経過等についてですが、この日13時30分頃学校から教育委員会へ電話で第一報が入り、その後、石狩八幡小学校教頭が来庁、この時まで4名の保護者から同様の通報があったことの報告と併せて、スクールバス運行の近況を聞き取った中で、当該運転手に対する懸念として「児童に対して乱暴な口調で注意していた」等の話を受けました。その後、教育委員会から運行事業者へ連絡をして、当該運転手や学校からの情報を元に事実確認を行い、報告書の提出を求めるとともに、当該運転手を変更するよう申し入れ、要請を行いました。

資料5頁をご覧ください。次に、事故発生後の運行体制についてであります。翌日31日（金）は、代替運転手が確保できなかったため当該運転手による運行を行い、翌週8月3日（月）は、運行事業者の運行管理センター長が同乗して運行を行い、8月4日（火）から7日（金）の間、別の運転手に交代する措置を行い、8月18日（火）からの学校再開以降は、新たな運転手によって、運行業務が行われています。また、この度の事故については、乗車していた児童と当該運転手以外の第三者による目撃や証言が得られない状況であったため、故意による急ブレーキとの事実認定までの間、教育委員会は、8月3日、5日、7日、21日の4回にわたって保護者宛てに文書を配布し、事故の報告とお詫びのほか、調査の状況として、故意によるブレーキ操作であった可能性が高くなったため、バス運転手を交代したこと、そして、教育委員会としての事実認定の内容の報告、最後に、資料5頁の今後の事故再発防止策について、それぞれお知らせをいたしました。このほか、打撲を負った児童の保護者5名には、個別にお詫びに伺い、これらの改善策をご説明し、それぞれご理解をいただいたところです。

今後の事故防止策につきましては、運行事業者、運転手、学校、教育委員会が連携を密にし、安全な運行体制を構築するとしたところです。具体的な改善策として、運行事業者には、一つ目として「バスの発車の際、運転手が児童全員のシートベルト着用や適切な着座姿勢の完了を確認した後とすること」、二つ目として「運転手の安全運転教育の指導を行うと共に、運転手は児童の乗車マナーや気づき等について、学校及び会社へ報告をすること、必要に応じて教育委員会へ報告すること」としました。次に、学校においては、一つ目として、「運転手から、児童の健康上の異変や乗車マナーといったバス車内の様子を聞き取る等連絡を密にし、注意喚起や乗車指導に活かすこと」、二つ目として「児童から、運転手に対する不安等に関する申し出があった場合、教育委員会及び運行事業者へ報

の皆様に対し、心よりお詫びを申し上げます。以上です。

(佐々木教育長) ただ今、事務局より報告がありました。この件について質問等があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 学校と運転手の意思疎通ができていなかったということですが、通常、どのような方法で意思疎通はされているのですか。例えば、日報等で学校側への連絡を行っているのですか、報告等はどのように行っているのですか。

(松永総務企画課長) 運転日報については、当該月の翌月の10日位までに一括して運行事業者から市教委へ提出することとなっており、内容については、学校が閲覧する状況にはなっておりません。学校と運転手との意思疎通については、例えば、朝の登校時の挨拶から始まると思いますが、各地区から児童生徒がスクールバスに乗って学校に到着し、降車後、何か児童生徒が運転走行中に体調の異変、車酔い等があれば運転手は学校へ随時報告すると理解しています。現在、石狩八幡小学校のほか、生振小学校、石狩中学校、厚田学園、浜益小学校、浜益中学校を含めて、市内10路線のスクールバスを運行しており、乗車指導やマナー指導が行き届いていないということはなかったと理解しております。以上です。

(門馬委員) この事故が起こったのが7月30日ですが、この乗車している子どもたちがこの日初めて騒いだのではなく、以前から乗車マナーが良くないことがあったのではないかと思います。この時点で運転手から学校側に申し入れをしていれば、こういうことにはならなかったのではないかという趣旨の質問でした。これはいきなり起こったということですか。

(松永総務企画課長) 今回、こういう事故が発生してから、学校への聞き取りや運行事業者へ状況等を聞いたところ、学校が休校になったりして、乗車指導、特に「乗車時は静かにするように」、「シートベルトの着用」について、新学期当初は当然指導されていたかと思いますが、時間が経る中でそこが疎かになったままになっていたと考えられます。

(門馬委員) わかりました。

(穴水委員) 発生時の状況を見てみると、「運転手は何度か注意をしたが聞き入れられなかったこと」、「シートベルトを外して立ち上がった児童がいたこと」等、書かれていますが、運転手のコミュニケーション不足だけではなく、学校での子

どもたちへの乗車指導等、そういう部分が欠けていたのではないかと思います。これはこの学校に限らず、どの学校もスクールバスを利用する場合、乗車指導は必要になると思いますので、このことを契機としてスクールバスを活用している小中学校に対して、何らかの指導助言、お願いをしておくことが必要であると思います。

(松永総務企画課長) ただ今、委員からお話がありました、他の学校にも指導助言等を行うということですが、8月21日(金)に定例の校長会議がありまして、そこで私から報告をして、口頭で乗車指導の件を依頼・要請をしたところです。

(松尾委員) 確認ですが、事故発生日に保護者から通報を受けて、学校はこの事態を把握したということになるかと思いますが、運転手は、この行為が事故になったとの認識はなかったということですか。運転手からの報告はなかったということですね。

(松永総務企画課長) その通りです。

(松尾委員) わかりました。その点を踏まえ今後のことを考えると、形式的なものではなくても、バスの車内で一定程度の問題がある場合は、学校へ報告する等、また、立ち上がったたりする子どもがいる場合は、一度停車し、指導をする等、重要な事柄だけでもいいので、改めて口頭ではなく文書等を用意いただき、各スクールバスを運行している学校と運行事業者との間で共有していた方が良いと思います。

(松永総務企画課長) 今後の対応についてですが、本日、この教育委員会会議で報告をし、この後、教育委員会から当該事業者に対し、文書による嚴重注意と、今後の対策も含めて通知する予定です。

(松尾委員) よろしく願いいたします。

(佐々木教育長) 他にございませんか。

(山本委員) 今回の事故に関して、バスの運転手や運行事業者に対し、普通のバスを運行しているのではなく、教育に関わるバスを運転しているという自覚を持ってもらいたいことを申し添えていただきたいと思います。また、報告にあったように、今回、児童と運転手以外の第三者が乗り合わせていなかったのも、状

況を把握するにも事実認定にも時間がかかっているので、ドライブレコーダーを設置できないかと思います。一般的にかなり普及しており、事故の抑止力になるものと思われ、今後、何かあった際にもドライブレコーダーが設置されていれば、事実認定にも時間を要しないと思われしますので、ご検討をお願いいたします。

(松永総務企画課長) ただ今、委員からご提言いただきました、ドライブレコーダー設置の件について、今後、万一接触事故があった際に、その映像記録によって証拠となりますので、スクールバスの安全運行に寄与するという意味でも、その必要性は認識しているところです。具体の検討を進めるべきと考えています。以上です。

(山本委員) わかりました。

(佐々木教育長) その他質問等はございませんか。

質問なし

(佐々木教育長) この件につきましては、今後に向けて実施しなければならないことは多々ありますが、今回の事故を一つの教訓とし、子どもたちの安全ということに努めて参りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

他に質問等がないようですので、報告事項①については了解ということによりましょうか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解いたしました。

報告事項② 令和2年度「俳句のまち～いしかり～」俳句コンテストの実施結果について

(佐々木教育長) 報告事項②「令和2年度「俳句のまち～いしかり～」俳句コンテストの実施結果について」、事務局から説明願います。

(板谷社会教育課長) 私から、報告事項②についてご説明します。石狩では、鮭で栄えた江戸後期から明治期にかけて、俳句の文化が盛んで全国とも交流をし

ていた歴史的な経緯がありますので、そういった街の歴史を生かした特徴的な取組の1つとして、このようなコンテストを実施しています。はじめに、第16回目となりました一般の部ですが、今年度の兼題は、「夕焼」でした。天位（最優秀賞）は、札幌市 坂本直子さんの作品が選ばれました。次に小中学生の部ですが、今年度については、学校にて取組をされていることもあり、始まる時期が遅くなってしまったために、募集期間が短くなりました。しかし、学校ではこれに合わせ俳句の授業を前倒して、対応いただきましたので、全校、全学年からの応募となりました。その結果、小学生の部、優秀賞10点、中学生の部、優秀賞10点選ばれています。このほか小学生の部、佳作が20点、中学生の部、佳作が20点、また、小さい学校で人数が少ないところは、上位に選ばれない学校もあったことから、その場合は努力賞として学校にお渡ししています。表彰については、例年、市民文化祭の展示部門で行っていましたが、今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市民文化祭が中止されています。そのこともあり、実行委員会では表彰式を中止する決定をしているところです。表彰物について、大人の部は、文化協会より郵送で、小学生の部、中学生の部は、学校を通じて学校長より渡していただくこととしています。句碑については、例年、「句碑開き」を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で開くことはできませんが、「弁天歴史通り」に句碑は建立いたします。また、応募された方すべてを載せた句集を作成し、対象者にお配りする予定です。

（佐々木教育長）ちょっと寂しい結果となりました。ただ今、事務局より報告がありました。この件について質問等があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問なし

（佐々木教育長）他に質問等がないようですので、報告事項②については了解ということでしょうか。

異議なし

（佐々木教育長）ご異議なしと認め、報告事項②を了解いたしました。

日程第6 その他

(佐々木教育長) 次に、日程第6 その他を議題といたします。教育委員の皆さんから何かございますか。

その他なし

(佐々木教育長) 事務局からありますか。

(工藤文化財課長) 私から、いしかり砂丘の風資料館主催事業について、ご案内いたします。砂丘の風資料館は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、年度当初は休館をしておりましたが、現在は、感染防止対策を実施して通常通り開館をしています。8月後半、夏休みが明けて市内の小学校の団体見学も行われている状況です。例年9月は、鮭まつりに合わせてテーマ展を行っています。今年は鮭まつりが中止となっておりますが、テーマ展は実施いたします。今回のテーマは、石狩とゆかりの深い、「彫刻家 本郷 新さん」の晩年にライフワークとして、名前を「石狩」と名付けた塔の形のモニュメントを製作され、それを石狩浜に建てたいと言われていました。今回は2mほどの製作模型を、「本郷新記念札幌彫刻美術館」からお借りして展示をしたいと考えています。展示場所については、砂丘の風資料館では手狭ですので、今回は特別に、「石狩浜海浜植物保護センター」で展示をいたします。この塔の形をしたモニュメントの製作の動機としては、北海道開拓記念塔を建設する際に、設計のコンペティションで、「建築家 黒川紀章」と共同制作をしてエントリーをしたのですが、残念ながら優秀賞に留まり、本採用とはならなかったということです。本郷さんはそのことが気になり、「本郷 新の開拓記念塔を作りたい」という考えがあり、そのモニュメントの構想の原点になった、開拓記念塔のコンペ入賞作品10点の透視図（パース）が「北海道博物館」にありますので、それをお借りして展示いたします。おそらくこの20年位は展示をしていないものと思われます。また、東京の「黒川紀章建築都市設計事務所」に問い合わせをしましたところ、制作の準備段階でのスケッチが残されていることがわかりました。これをお借りして、黒川・本郷案の開拓記念塔のスケッチということで展示いたします。これについては、初公開になると思われます。そういった展示を行いますので、機会があればぜひ、足を運んでいただければと思います。以上です。

(佐々木教育長) ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等ございませんか。

(松尾委員) ただ今説明にあった開拓記念塔の設計コンペというのは、現在、解

体をするかしないかで話題になっている記念塔のことでしょうか。

(工藤文化財課長) 委員のおっしゃる通りです。展示物は、現在建っている開拓記念塔の透視図（パース）も含めて展示いたします。

(松尾委員) 今、建っているものが最優秀賞ということになりますか。

(工藤文化財課長) おっしゃる通りです。優秀賞として入賞された作品が10点ありますが、かなり面白い形のものもあります。もしかすると、これが建っていたかもしれないということです。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等はございませんか。

質問等なし

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、その他については了解ということでよろしいですか。

異議なし

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、その他については了解いたしました。

(佐々木教育長) それでは以上で、日程第6 その他を終了いたします。

日程第7 次回会議の開催日程について

(佐々木教育長) 次に、日程第7 次回会議の開催日程でございます。次回につきましては、9月29日（火）13時30分からを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

閉会宣告

(佐々木教育長) 以上をもって、8月定例会の案件は全て終了いたしました。これを持ちまして、令和2年度教育委員会会議8月定例会を閉会します。

閉会 15時10分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年9月29日

教育長 佐々木隆哉

署名委員 松岡拓也